

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

熊谷児玉線	路線名
深谷市針ヶ谷字新屋敷五六八番一地从先から同市針ヶ谷字大竹五九一番二地先まで	供用開始の区間
平成三十年一月二十六日	供用開始の期日
平成二十三年三月二十九日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三九・四七メートル	備考